

令和3年6月14日

固定資産税及び都市計画税の課税誤りによる還付について

この度、固定資産税及び都市計画税の課税に一部誤りがあったことが判明いたしました。

その内容につきましては、税務調整監より詳細御説明申し上げますが、対象となる納税者の皆様に御迷惑をおかけいたしましたことについて、お詫び申し上げ、今後の再発防止に努めてまいります。

固定資産税及び都市計画税の課税誤りについて、その概要を御報告申し上げます。

この度の課税誤りは土地に対する課税に関するものでありまして、その内容は路線価の評価誤りによるものと、住宅用地特例の適用誤りによるものであります。

路線価とは、宅地の評価額を算出する基になる価格のことであり、住宅用地特例とは、住宅用地の税負担を軽減することを目的とした制度のことであります。

本年2月、令和3年度の課税に向けた作業の際にこれらの課税誤りが発覚し、調査をいたしましたところ、路線価の評価誤りについては、法人を含む39人、住宅用地特例の適用誤りについては、3人の方への課税に誤りがあり、税額を過大に徴収していることが判明いたしました。

過大に徴収した部分につきましては、地方税法及びむつ市固定資産税等返還金取扱要綱に基づき、還付及び返還をすることとしております。

内訳は、路線価の評価誤りが、固定資産税は対象者39名、総額134万6,600円、都市計画税は対象者31名、総額22万1,600円、還付加算金は対象者39名、総額12万100円の計168万8,300円となります。

住宅用地特例の適用誤りが、固定資産税は対象者3名、総額28万2,900円、都市計画税は対象者1名、3,900円、還付加算金は対象者3名、総額1万9,900円の計30万6,700円となり、合計しますと固定資産税162万9,500円、都市計画税22万5,500円、還付加算金14万円となります。

なお、対象となります皆様には、去る6月8日に令和3年度納税通知書にお詫びの文書を同封し送付したところでありまして、今後、戸別訪問等により詳細御説明させていただき、速やかに還付手続きを進めてまいりたいと考えております。

今回の課税誤りの原因といたしましては、課税システム入替え時の路線価置換え作業の際に、当該路線価の処理を漏らしたこと、路線の設定及び特例適用条件等に関する理解が不十分であったことなどによるものであります。

今後についてであります。今回の件は、現在のチェック体制の下でその誤りを発見し適正な課税へと正すことができたものでありますことから、継続して適正な課税業務に努めるとともに、研修等を通じて職員の税知識や資質のさらなる向上と事務処理におけるチェック体制の強化を図り、課税誤りの抑止に努めてまいりますので、御理解を賜りたいと存じます。

この度の課税誤りにより、納税者の皆様に御心配と御迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。